

I. 学校法人会計基準の処理標準

1. 「別科」に関する会計処理

- (1) 別科の授業料等は、付随事業(・収益事業)収入に「別科事業(収入)」という小科目を設けて計上することとし、学生生徒等納付金には計上しないこと。
- (2) 別科のみを受け持つ非常勤教職員の人事費は、「その他の人事費(支出)」として計上すること。

2. 「技能連携制度」に関する会計処理

- (1) 技能連携制度における連携先の高等学校へ納入する入学金、授業料等の取扱いについては、「預り金」として計上すること。

3. 「高等学校等就学支援金」に関する会計処理

- (1) 高等学校等就学支援金(以下、「就学支援金」という。)の対象である学校設置者について、都道府県から代理受領した就学支援金は、「授業料」として会計処理を行うため、次の例を参考に「預り金」として計上すること。

ア 就学支援金を都道府県から受け入れてから、生徒が支払うべき授業料債権への弁済に充てる設置者においては、就学支援金を都道府県から受け入れた場合には、一旦「預り金」として受け入れること。

その後、学校が定める授業料の納付期限が到来したとき、「預り金」で受け入れた就学支援金のうち各生徒の就学支援金受給額に相当する額を「授業料」に振り替えること。

イ 就学支援金を都道府県から受け入れる前に、生徒から授業料をあらかじめ収納し、都道府県から受け入れ後に還付する場合は、生徒から授業料(現金預金)を収納したときは「授業料」として会計処理を行うこと。

その後、都道府県から就学支援金が入金されたときは「預り金」で処理し、うち、生徒への還付相当額を「現金預金」に振り替えること。

4. 「大学等修学支援法に基づく授業料等の減免」に関する会計処理

- (1) 都道府県からの「授業料等減免に要する費用に充てるための資金の交付」は、(経常費等)補助金(収入)の「地方公共団体補助金(収入)」に計上し、減免額を教育研究経費(支出)の「奨学費(支出)」として計上すること。

II. 記載科目

1. 資金収支計算書記載科目(追加)

- (1) 記載科目 別紙1-2

2. 事業活動収支計算書記載科目(追加)

- (1) 記載科目 別紙2-2

資金収支計算書記載科目(追加)

収入の部

大科目	小科目	備考
補助金収入	地方公共団体補助金収入	専門学校授業料等減免補助金(高等教育の修学支援新制度)については、科目を設け表示すること。
付随事業・収益事業収入	別科事業収入	別科での収入をいう。
その他の収入	預り金受入収入	技能連携制度における連携先の高等学校へ納入する入学金、授業料等を含む。

支出の部

大科目	小科目	備考
人件費支出	その他の人件費支出	別科のみを受け持つ非常勤教職員の人件費を含む。
教育研究経費支出	奨学費支出	大学等修学支援法に基づく授業料等の減免(高等教育の修学支援新制度)については、科目を設け表示すること。
管理経費支出	別科事業支出	
その他の支出	預り金支払支出	技能連携制度における連携先の高等学校へ納入する入学金、授業料等を含む。

事業活動収支計算書記載科目(追加)

教育活動収支 事業活動収入の部

大科目	小科目	備考
経常費等補助金	地方公共団体補助金	専門学校授業料等減免補助金(高等教育の修学支援新制度)については、科目を設け表示すること。
付隨事業収入	別科事業収入	別科での収入をいう。

教育活動収支 事業活動支出の部

大科目	小科目	備考
人件費	その他の人件費	別科のみを受け持つ非常勤教職員の人件費を含む。
教育研究経費	奨学費	大学等修学支援法に基づく授業料等の減免(高等教育の修学支援新制度)については、科目を設け表示すること。
管理経費	別科事業支出	